

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	2	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公益財団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税に関する特例措置について恒久化する。 ・特例措置の内容 固定資産税及び都市計画税について、公益法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とする。 不動産取得税について、公益法人が、重要無形文化財の公演のための施設を取得した場合は、当該施設に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。		
関係条文	地方税法附則第11条第9項、地方税法附則第15条第18項、 地方税法施行令附則第7条第12項、地方税法施行令附則第11条第23項、 地方税法施行規則附則第3条の2の15、地方税法施行規則附則第6条第46項		
減収見込額	[初年度] — （▲33） [平年度] — （▲33） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 能楽等に代表される伝統芸能は、我が国の長い歴史の中で培われ、その芸術性が高められたかけがえのない無形文化財である。そのうち、特に確実に次世代へ継承する必要があるものについては、国が重要無形文化財として指定している。重要無形文化財である能楽については、伝統的な能舞台での公演が告示上の指定要件とされており、公演に当たり横板や橋掛り等を備えた専用舞台を有する能楽堂が不可欠であり、その確実な継承のためには、公演の基盤となる施設についても一体として保存・継承を図ることが必要である。また、その施設更新は長期的かつ高額な投資を伴うものであり、施設の老朽化や閉鎖は継承機会の減少に直結するため、税負担の予見可能性を高め、中長期的な施設計画の策定を促すことが必要である。 （2）施策の必要性 ① 公益性の有無 無形文化財は、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」（文化財保護法第2条第1項第2号）と定義される。また、重要無形文化財は、「無形文化財のうち重要なもの」（同法第71条第1項）として文部科学大臣が指定するものであり、後世に継承すべき国民共有の貴重な財産である。このため、その保存・継承を適切に行う観点から、公益法人による施設の維持及び鑑賞機会の確保を図ることには、高い公益性が認められる。 ② 政府関与の合理性 重要無形文化財は、文化財保護法に基づき国が指定し、その伝承者養成等に対して支援を行うなど、保存・継承について国が主導的な責務を有するものである。こうした中、無形文化財の衰退を防止し、その継承を確実なものとするためには、告示上の指定要件としている公演の基盤となる施設の維持及び鑑賞機会の確保についても、国が一定の関与を行うことで一体として伝統芸能の保存・継承を図ることが必要である。また、能楽は2008年にユネスコ無形文化遺産に登録され、国際的にも高い価値を有する伝統文化でもあるため、その保存・継承は我が国の文化的責務であり、国が一定の関与を行うことが求められる。 ③ 国と地方の役割分担の適切さ 文化財保護法に基づき、我が国にとって特に価値が高い重要無形文化財の保存・継承については、指定を		

	行った国が中心的な役割を担う必要がある。一方で、これらの公演施設の維持は、地域住民の鑑賞機会の確保を通じて地域文化の振興にも資するものであることから、地方公共団体も地域文化振興の観点から一定の役割を担うことが適当である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 12 文化芸術の振興 施策目標 12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 本特例措置は、文化財保護法に基づく重要無形文化財の確実な保護・継承を推進する国の文化芸術の振興政策として実施するもの。 文化芸術推進基本計画や観光立国推進基本計画といった国家戦略とも連動する施策
		政策の達成目標	公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、長期的に安定した団体運営を可能とし伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、長期的に安定した団体運営を可能とし伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
	有効性	政策目標の達成状況	平成 23 年 1 月以降、13 施設が本税制優遇措置を受け、無料で能楽体験講座の提供や公演料金の低廉化など国民が能楽に触れる機会の拡大に寄与するとともに、18 歳以下の小中高生など子供向けの能楽鑑賞会や体験講座の実施、外国人向けに能の公演時にわかりやすい英訳を映し出すための字幕作成等を通じて、能楽の普及・継承・保存を達成。
		要望の措置の適用見込み	13 施設（令和 8 年 4 月現在）
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は、公益法人が施設を取得する段階における初期負担を軽減するとともに、保有期間中の固定資産税等の継続的な負担を軽減することにより、施設整備に係る費用見通しを改善し、改修・建替えを含む投資行動を後押しするものである。これにより、老朽化施設の更新や機能向上が進み、公演の実施環境が改善され、公開機会の拡大に繋がることが期待される。さらに、こうした基盤の安定化は継続的な公演実施と観客層の形成を促し、長期的には伝統芸能の持続的な保存・継承に資するものであり、政策手段として有効に機能することが見込まれる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	①重要無形文化財保存特別助成金 （令和 8 年度予算額：252 百万円） ②重要無形文化財伝承事業費補助 （令和 8 年度予算額：380 百万円） ③重要無形文化財等公開事業費補助 （令和 8 年度予算額：47 百万円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記①～③の補助金は、重要無形文化財の保存・継承のための事業（伝承者養成、原材料・用具の確保、国民等への普及啓発・理解促進）に対し、予算措置を行うものであり、伝統芸能の公演に必要な不可欠な施設の維持を目的とするものではない。
		要望の措置の妥当性	施設設備等への支援は、補助金等による対応の場合、支出が特定年度に集中しやすいという性質を有する。一方、本措置は、公益性等の一定の基準を満たす主体に対し、税制上の措置を通じて広く継続的なインセンティブを付与するものであり、伝統芸能の公開や普及活動の促進につながるものである。これにより、住民及び国民に対する伝統芸能の鑑賞機会の安定的な確保が図られる。また、各法人の活動の活発化は、それぞれの地域において育まれてきた文化の保護・継承を促すとともに、地域文化の振興にも資するものである。こうした性質を踏まえれば、本措置は地域との関係が密接な施策であり、その実施について地方税で措置することが妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和6年度及び令和7年度の適用実績は以下の通り。 <令和6年度> (不動産取得税) 適用件数：0件 適用実績：0円 (固定資産税) 適用件数：12件 適用実績：25,186,259円 (都市計画税) 適用件数：12件 適用実績：5,736,821円 <令和7年度> (不動産取得税) 適用件数：0件 適用実績：0円 (固定資産税) 適用件数：13件 適用実績：26,814,913円 (都市計画税) 適用件数：13件 適用実績：6,122,272円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(不動産取得税) ①条項：地方税法附則第11条第9項 ②適用総額：0円（令和4年度） 0円（令和5年度） 0円（令和6年度） (固定資産税) ①条項：地方税法附則第15条第18項 ②適用総額：895,716千円（令和4年度） 949,640千円（令和5年度） 1,007,194千円（令和6年度） (都市計画税) ①条項：地方税法附則第15条第18項 ②適用総額：895,717千円（令和4年度） 949,640千円（令和5年度） 1,007,194千円（令和6年度）
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制により、伝統芸能の公演のための施設の維持や、国民等の鑑賞機会の確保が図られ、伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。
	前回要望時の達成目標	公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	無料での能楽体験講座の提供や公演料金の低廉化など国民が能楽に触れる機会の拡大に寄与するとともに、18歳以下の小中高生など子供向けの能楽鑑賞会や体験講座の実施、外国人向けに能の公演時にわかりやすい英訳を映し出すための字幕作成等を通じて、能楽の普及に貢献している。
これまでの要望経緯		平成20年度 本税制優遇措置の創設（平成20～22年度） 平成23年度 2年間の延長（平成23・24年度） 平成25年度 2年間の延長（平成25・26年度） 平成27年度 2年間の延長（平成27・28年度） 平成29年度 2年間の延長（平成29・30年度） 令和31年度 2年間の延長（平成31・令和2年度） 令和3年度 2年間の延長（令和3・4年度） 令和5年度 2年間の延長（令和5・6年度） 令和7年度 2年間の延長（令和7・8年度）

措置名：公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充

- 自己点検の結果として、中長期的な保有コストである固定資産税及び都市計画税の適用実績は着実に積み重なっており、当該税の負担軽減措置は公益法人の財務基盤の安定化に大きく寄与している。現に、各能楽堂において公演環境の充実が図られ、主催公演等の増加とともに観客数も概ね増加していることから、本措置は、国が指定する重要無形文化財の継承に不可欠な専用公演施設の更新促進、ひいては重要無形文化財の保存・継承に多大に寄与していると評価できる。
- 一方、不動産取得税については、これまで適用実績は生じていないものの、本措置の必要性については、制度の目的である施設更新の促進状況や公演施設の整備・維持の実態を踏まえ、継続的に検証することが適当である。そもそも不動産取得税は、毎年発生する固定資産税・都市計画税とは異なり、一般的に数十年単位で一度しか発生しない「土地・建物の新築・建替え・移設」という施設更新サイクルに依存するため、単年度の適用実績が直ちに生じにくいという性質を有する。しかしながら、現在、全国の能楽堂の大部分が築 40 年以上を経過しており、すでに耐震補強や設備更新等の大規模改修を実施した施設を除き、建物や設備等の耐用年数を踏まえれば、今後 10 年前後で多くの施設において大規模改修の必要性や建替えの更新期が一気にピークを迎えると考えられる。したがって、一時的な実績の有無のみで要否を判断するのではなく、引き続き、更新需要の動向や公益法人の財務状況等を中長期的に注視し、制度を安定的に存続させることが不可欠である。
- 施設更新は長期的かつ高額な投資を伴い、その実施可否は初期段階における費用見通し（予見可能性）に大きく左右される。本措置は、固定資産税等の負担軽減を通じてこの初期の意思決定段階に作用し、取得・保有に伴う将来コストの不確実性を除去する機能を有する。要件を満たす場合に客観的かつ一律に適用される制度であることから、特定事業への一時的・選別的な予算措置（補助金等）とは異なり、文化施設整備に係る制度的基盤そのものを安定させる点において、直接的な予算措置等では代替し得ない合理性と相当性を有する。
- また、本措置は、重要無形文化財の継承に不可欠な専用公演施設の更新を促進することにより、文化の持続的な保存・活用を支えるものである。無形文化財は「わざ」そのものを対象とするが、その継承は公演・公開の場である施設の安定的確保に依存しており、施設の老朽化や閉鎖は直接的に継承機会の減少につながる。当該措置により、公益法人が直面する取得・保有段階の税負担に起因する不確実性が軽減されることで、大規模改修や建替えといった投資判断が可能となり、施設更新の停滞を防止する効果が期待される。実際、建替え等を計画・検討している能楽堂も増加している。さらに、税負担の予見可能性を高めることで、中長期的な施設計画の策定を促し、文化資産の安定的な継承基盤の確保に寄与する点に政策的意義がある。
- このため、公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税に関する特例措置の恒久化を要望する。